

法令及び定款に基づくインターネット開示事項

■事業報告

- ・ 会社の新株予約権等に関する事項
- ・ 会計監査人の状況
- ・ 会社の体制及び方針

■連結計算書類

- ・ 連結株主資本等変動計算書
- ・ 連結注記表

■計算書類

- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ 個別注記表

(2019年3月1日から2020年2月29日まで)

株式会社ローソン

上記の事項につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、当社ウェブサイト（アドレス <http://www.lawson.co.jp/company/ir/index.html>）に掲載することにより株主の皆さまに提供しております。

会社の新株予約権等に関する事項

1) 当期末日における当社社役員の新株予約権等の保有状況

	第12回新株予約権	第13回新株予約権	第14回新株予約権	第16回新株予約権
保有人数及び 新株予約権の数				
取締役 (社外取締役を除く)	0名 0個	1名 5個	2名 32個	2名 43個
社外取締役	1名 5個	1名 5個	1名 5個	1名 5個
目的となる 株式の種類及び数	普通株式 500株	普通株式 1,000株	普通株式 3,700株	普通株式 4,800株
新株予約権の行使に際 して出資される財産の 価額(1株当たり)	1円	1円	1円	1円
行使期間	2013年4月12日～ 2033年3月26日	2014年4月10日～ 2034年3月23日	2015年4月10日～ 2035年3月24日	2016年5月2日～ 2036年4月12日
主な行使条件	(注1)	(注1)	(注1)	(注1)

	第17回新株予約権	第19回新株予約権	第20回新株予約権
保有人数及び 新株予約権の数			
取締役 (社外取締役を除く)	3名 72個	5名 101個	5名 116個
社外取締役	2名 10個	2名 10個	3名 15個
目的となる 株式の種類及び数	普通株式 8,200株	普通株式 11,100株	普通株式 13,100株
新株予約権の行使に際 して出資される財産の 価額(1株当たり)	1円	1円	1円
行使期間	2017年5月1日～ 2037年4月11日	2018年6月8日～ 2038年5月21日	2019年6月7日～ 2039年5月20日
主な行使条件	(注1)	(注1)	(注1)

2) 当期中に当社執行役員に職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

	第20回新株予約権
交付人数及び 新株予約権の数	
執行役員	10名 47個
目的となる 株式の種類及び数	普通株式 4,700株
新株予約権の行使に際 して出資される財産の 価額(1株当たり)	1円
行使期間	2019年6月7日～ 2039年5月20日
主な行使条件	(注1)

(注1) 新株予約権者は、上記新株予約権の行使期間の期間内において、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間に限り、募集新株予約権を行使することができる。

(注2) 執行役員には、取締役兼務者は含まれません。

会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 当社が支払うべき報酬等の額	130百万円
② 当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	231百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画の内容、従前の監査及び報酬の実績の推移、報酬見積りの算出根拠等、並びに会計監査人との協議の経過等について確認し検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社のうち、在外会社10社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、当該会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると判断した場合、及び公認会計士法等の法令に違反又は抵触した場合等、その必要があると判断した場合は、監査役全員一致の決議により当該会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役が、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告します。また、監査役会は、当該会計監査人を独立性、監査品質、監査実施の有効性及び効率性等の観点から検討し、監査を遂行するに不十分であると判断した場合は、当該会計監査人の不再任に関する株主総会の議案の内容を監査役全員一致の決議により決定します。

会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容

当社は、「2018年度内部統制システムの整備の基本方針」の整備及び運用の状況を踏まえ、2019年2月18日開催の取締役会で、「2019年度内部統制システムの整備の基本方針」として次のとおり決議いたしました。

(1) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について

- ①取締役会は、法令等遵守（以下「コンプライアンス」といいます。）のための体制を含む内部統制システムの整備方針・計画について決定するとともに、定期的に状況報告を受けます。
- ②社外取締役を継続して置くことにより、取締役の職務執行に対する監督機能の維持・向上を図ります。
- ③監査役は、独立した立場から、内部統制システムの整備状況を含め、取締役の職務執行を監査します。
- ④コンプライアンス統括責任者及びコンプライアンスを統括する部署の設置、コンプライアンス担当者の各部署への配置、コンプライアンスに関連する規程の整備並びに倫理研修及びコンプライアンスに関する意識調査の定期的実施等により、「ローソングループ企業行動憲章」及び「ローソン倫理綱領」を周知徹底し、役員及び従業員のコンプライアンス意識の維持・向上を図ります。
- ⑤法務部門を強化し、当社の事業に適用される法令等を識別して、その内容を関連部署に周知徹底することにより、法的要求事項を遵守する基盤を整備します。特に独占禁止法、下請法、景品表示法及び労働法等の遵守に向けて、適用法令等の社内周知に努めます。
- ⑥業務執行部門から独立した内部監査部門は、内部統制システムの整備状況を監査し、必要に応じて、その改善を促します。
- ⑦法令等又は社内ルールの違反を報告するための通常の報告ルートを整備するとともに、通報者の保護を徹底した相談・通報窓口（社内相談窓口、グループ横断的な社外相談窓口及び加盟店従業員・取引先が利用できる相談窓口）を設置して周知することにより、ローソングループ及びローソンチェーン全体における法令等違反又はそのおそれのある事実の早期発見に努めます。法令等又は社内ルールの違反が発見された場合は直ちに是正措置をとり、再発防止策を講じます。
- ⑧市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは決して関わりを持たず、不当な要求に対しては弁護士や警察等とも連携し毅然とした姿勢で対応します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について

- ①取締役会その他の重要な会議における意思決定に係る情報、代表取締役社長決裁その他の重要な決裁に係る情報並びに財務、事務及びコンプライアンス・リスクに関する情報（電磁的情報を含みます。）を記録・保存・管理し、必要な関係者が閲覧できる体制を整備します。
- ②情報システムを安全に管理及びモニタリングし、適切なコンティンジェンシー対応により維持します。
- ③文書（電磁的記録を含みます。）の保存・管理について定めた規程等を整備し、文書管理の責任及び権限並びに文書の保存期間・管理方法等の周知徹底に努め、保存・管理状況を定期的にモニタリングします。

- ④個人情報保護及び営業秘密管理に関連する規程を整備し、個人情報及び重要な営業秘密を適切かつ安全に保存・管理します。
- ⑤情報セキュリティをリスクマネジメント及びシステム・テクノロジー・セキュリティの両面から統一的・一体的に推進するために、情報セキュリティ統括責任者及び情報セキュリティを統括する部署の設置並びに同部署への適切な人財配置等により、ローソングループの情報セキュリティ体制を整備・確立します。
- ⑥会社の重要な情報の開示に関連する規程を整備し、法令等及び取引所の諸規則等の要求に従い開示すべき情報が適正、適時かつ公平に開示される体制を整備します。

(3) リスクの管理に関する規程その他の体制について

- ①リスク管理を統括する部署を設置し、リスク管理に関連する規程を整備し、平時におけるグループ横断的な事前予防体制を整備します。また、各部署において事業目的と関連した経営に重大な影響を及ぼすリスクを識別し、当該リスクが生じる可能性及びリスクがもたらす影響の大きさを分析し、重点的に対策を講じるべきリスクかどうかを評価してリスクの特性に応じた対応を実施します。
- ②リスク管理の実効性を確保するために、専門の委員会（コンプライアンス・リスク管理委員会）を設置し、委員会及び委員長の職務権限と責任を明確にした体制を整備するとともに、リスク管理担当者の各部署・関係会社への配置及びリスク管理教育訓練の実施により、リスク管理意識の維持・向上を図ります。
- ③経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生し又は発生するおそれが生じた場合の体制と対策組織の編成方針を事前に整備し、有事の対応を迅速に行うとともに、再発防止策を講じます。
- ④大規模災害や新型インフルエンザの流行等の会社に著しい損害を及ぼす事態の発生を想定し、事業中断を最小限にとどめコンビニエンスストアが持つ生活インフラ機能を維持するために、事業継続計画（BCP）を策定し、事業継続マネジメント（BCM）体制の整備に努めます。また、大震災に備え、防災訓練を年間3回実施し、「災害対策マニュアル」及び「BCPマニュアル」の実効性の確保に努めます。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

- ①役員及び従業員による意思決定と業務執行についての権限及び責任を明確にするとともに、職務分掌に関する規程を整備し、組織間の適切な役割分担と連携を確保します。
- ②業務の簡素化、組織のスリム化及びITの適切な利用を通じて業務の効率化を推進します。
- ③役員と従業員との間の適切な情報伝達と意思疎通を推進するため、役員から従業員へ経営方針や本方針が伝達され、従業員から役員へ重要な情報が適時・適切に伝達される仕組みを整備します。
- ④働き方改革を推進することにより、労働生産性の改善を図ります。

(5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制について

- ①子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について
 - ・子会社及び関連会社（以下総称して「関係会社」といいます。）の管理について定めた規程を整備し、関係会社との緊密な連携のもとにローソングループの維持・向上に努めます。但し、関連会社については、主導的立場にある他株主等との関係や海外においては当該国の法令・慣習等の違い等を勘案し、段階的な導入を進める等、適切な方法により体制整備に努めます。
 - ・関係会社管理体制を統括する部署を設置し、関係会社の独立性を尊重しつつ、当社の関係会社への出資目的等を踏まえて、必要に応じて協議や助言を行い、関係会社からの報告体制を整備

する等、関係会社管理体制の最適化に向けた取組みを強化します。

- ②子会社のリスクの管理に関する規程その他の体制、子会社の取締役等及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について
 - ・関係会社の独立性を尊重しつつ、当社の関係会社への出資目的等を踏まえて、「ローソングループ企業行動憲章」の関係会社への周知徹底に努めます。
 - ・関係会社を主管する組織（責任部門、主管部署）及び専門の見地から関係会社を支援する専門部署を設置し、関係会社の業務の適正の確保に努めます。
 - ・主要な関係会社には、コンプライアンス・リスク管理の推進責任者（以下「関係会社コンプライアンス責任者」といいます。）を配置します。当社のコンプライアンスを統括する部署は、関係会社コンプライアンス責任者と定期的に会合を持つとともに、各社における規程の整備状況を定期的に確認し、必要に応じて助言を行うことにより、ローソングループ全体の業務の適正の確保に努めます。
 - ・関係会社コンプライアンス責任者が自社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を認知した場合は直ちに当社に報告される体制を整備します。
 - ・内部監査部門は、関係会社の内部統制システムの整備状況の監査に協力し、その監査結果を踏まえ改善を促します。
- ③当社及び関係会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を認知した場合は直ちに親会社に報告する体制を整備します。

(6) 当社及びその属する企業集団に係る財務報告の適正性を確保するために必要な体制について

- ①適正かつ適時の財務報告のために、会計責任者を設置し、法令等及び会計基準に従った財務諸表を作成し、情報開示に関連する規程に則り協議・検討・確認を経て開示する体制を整備します。
- ②財務報告に係る内部統制として、金融商品取引法の内部統制報告制度を適切に実施するため、社内に統括組織を設置し、全社的な内部統制の状況や重要な事業拠点における業務プロセス等の把握・記録を通じて、自己及び第三者による評価並びに改善を行う体制を整備します。なお、当社及び重要な子会社の評価・改善結果は、定期的に取締役会に報告します。

(7) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項及び監査役の当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項について

- ①監査役は、その職務を補助する専任の従業員（以下「監査役スタッフ」といいます。）として適切な人財を監査役室に配置します。
- ②監査役スタッフは、関係会社の監査役を兼務することができるものとします。
- ③監査役スタッフは、監査役の指示に従い、監査役の監査に必要な調査をする権限を有します。

(8) 前項の従業員の取締役からの独立性に関する事項について

監査役スタッフの適切な職務の遂行のため、人事考課は常勤監査役が行い、人事異動は常勤監査役の事前同意を必要とします。

(9) 当社の取締役及び従業員並びに子会社の取締役等及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制について

- ①監査役は、その職務の効果的な遂行のため、取締役及び従業員は、会社経営及び事業運営上の重要事項並びに業務執行の状況及び結果について監査役に報告します。この重要事項にはコンプライアンスに関する事項及びリスクに関する事項その他内部統制に関する事項を含みます。
- ②取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は直ちに監査役会に報告します。
- ③監査役への報告は、誠実に洩れなく行うことを基本とし、定期的な報告に加えて、必要の都度

遅滞なく行います。

- ④グループ横断的な社外相談窓口への相談・通報内容が監査役へ適時に報告される体制を整備します。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制について

- ①代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的な会合を持ちます。
- ②取締役は、監査役の職務の適切な遂行のため、監査役と関係会社の取締役等との意思疎通、情報の収集・交換が適切に行えるよう協力します。
- ③取締役は、監査役が必要と認めた重要な取引先の調査にも協力します。
- ④取締役は、監査役の職務の遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携が図られる環境を整備します。
- ⑤法務部門、リスク管理部門、内部監査部門及び財務経理部門等は、監査役の求めにより監査に必要な調査を補助します。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の基本方針に則って内部統制システムを運用しております。その運用状況の概要は以下の通りであります。

(1) コンプライアンス・リスク管理体制について

- ①当社では、行動規範、教育・研修、コミュニケーション機能、モニタリング活動を有機的に関連させながらPDCA(Plan-Do-Check-Action)サイクルを回し、高い倫理観と誠実さと思いやりをもって行動する「よき企業市民」を目指しております。
- ②コンプライアンス・リスク管理に関する社内規程を整備しております。あわせて、行動規範として「ローソン倫理綱領」及び「ローソングループ企業行動憲章」等を制定し、これらを「ローソングループC&Rハンドブック」に掲載して全従業員に配布・周知し、グループ全体で適正な業務を遂行するよう取り組んでおります。
- ③コンプライアンスの推進及びリスク管理を推進するため、コンプライアンス・リスク管理の統括責任者としてCR管掌(コンプライアンス・アンド・リスクマネジメント管掌)を任命し、各本部・地区にCRO(コンプライアンス・アンド・リスクマネジメント・オフィサー)を設置しております。CROは、CR管掌が主催するコンプライアンス・リスク管理委員会会議に参加し、会議で決定した施策の周知徹底及び進捗管理を行い、施策推進の旗振り役として、自部署のコンプライアンス施策やリスク対応策を策定・周知・実行し、社会規範の遵守を重視する風土づくりの推進とリスク発生の予防を図っております。
- ④教育・研修につきましては、全従業員に対するコンプライアンス・リスク管理研修を毎年実施し、倫理意識や危機対応能力の更なる向上を目指しております。また、入社時や管理職登用時の研修、職種別の研修及び経営層に対する外部講師による研修等を実施することにより、体系的な学習ができる教育体制を整備しております。これらの研修をリスク状況の変化に応じて内容を見直し継続して実施することにより、あらゆる職位・職種の従業員が問題点を共有して業務改善へとつなげるよう取り組んでおります。
- ⑤内部通報窓口につきましては、人事部門が相談を受け付けるセクハラ・パワハラ専用の窓口やコンプライアンス・リスク管理上の相談や内部通報を受け付ける「相談の窓口」を社内に設置しております。また、弁護士事務所等の外部機関に「ローソングループ社外相談・通報窓口」を設置しているほか、お取引先の従業員の方や店舗従業員が匿名性を保って相談できる体制も整えております。内部通報事案に対しては適正に対処し、再発防止のために仕組みを見直し、具体的事例を会議・研修・社内通知文書等で周知することにより、組織内の自浄作用の強化を図ってまいります。

- ⑥CR管掌のもとに専任スタッフからなるコンプライアンス・リスク統括室及び情報セキュリティ統括室を設置しております。両室は、コンプライアンス推進・定着及びリスク管理の担当部署として、組織横断的なコンプライアンス・リスク管理委員会会議及び情報セキュリティ委員会会議の事務局となり、各部署にて実施している施策の進捗管理をしております。なお、コンプライアンス・リスク管理委員会会議のもとに4つの小委員会（品質・衛生小委員会、BC小委員会、エリア防犯・防災小委員会、CSV小委員会）を別途設置して、重点施策の進捗管理を行い、リスクの予防を図っております。
- ⑦モニタリング活動につきましては、全従業員を対象とした意識調査のほか、商品の納入や店舗建設等のお取引先を対象としたアンケート調査を継続して実施する等、広い視野に立ったコンプライアンス体制の見直し・改善を行っております。また、内部監査部門が実施する監査結果に基づき施策の徹底指導や改善提案を行っております。
- ⑧主要関係会社におきましてもコンプライアンス・リスク管理責任者（関係会社コンプライアンス責任者）が任命され、関係会社コンプライアンス責任者会議に参加しております。関係会社コンプライアンス責任者は、倫理綱領の策定や研修によって従業員の意識向上を図るほか、当社と連携して従業員意識調査とお取引先アンケートを実施しております。また、当社の内部監査部門による関係会社の業務監査を通じて、ローソングループとしてコンプライアンス・リスク管理体制の改善等に向けた助言・指導等も行っております。
- ⑨当社IT部門の元従業員が、2011年から2019年までの約9年間にわたり取引先と共謀し、業務委託料の水増しにより予備費の名目で多額の金銭を取引先にプールさせ私的に使用していたことが発覚し、2019年8月に本件を対外発表しております。一人の従業員に長年同一業務を単独で担当させていたため、社内での監視機能が働かず、定期的な業務チェックでも当該不正行為を発見することができませんでした。再発防止のため取引先の起用や取引の継続の決定に関する業務については、同一業務を継続して担当できないよう定期的な人事ローテーションを実施してまいります。あわせて、社内の牽制体制及び定期的な社内業務調査を徹底・強化するとともに、お取引先アンケートの活用や契約条件の再点検により、不正を発見しやすい仕組みを再構築し、研修によりコンプライアンス意識の更なる向上を図っております。

(2) リスクへの備えと対応について

- ①当社では、「品質・衛生管理」、「情報セキュリティ」、「災害対策」に重点を置き、緊急事態の発生に備え、迅速な問題解決を図る体制を整備しております。平時には、コンプライアンス・リスク管理委員会会議及び情報セキュリティ委員会会議並びに4つの小委員会を開催し、リスクの評価やリスク回避策の立案・推進を行い、リスク発生の予防を図っております。重大リスク発生時には、緊急リスク管理委員会を組織して迅速な問題解決とダメージの最小化に努めております。また、問題収束後はリスク発生要因を分析し、施策の見直し・改善を行い、再発防止へとつなげております。
- ②情報セキュリティ体制につきましては、個人情報保護を進めるため、「ローソングループ個人情報保護方針」を制定しております。その内容を具体的に理解・実行できるように、店舗で起こりうるミス・クレームとその具体的な対処法を店舗の各種マニュアルで周知し、意識の向上を図っております。従業員に対しては「情報セキュリティガイドブック」として遵守すべき事項をまとめるとともに、従業員一人ひとりが情報セキュリティルールを確実に実践できているか定期的にセルフチェックを行い、標的型攻撃メールへの対応訓練も行っております。
お客さまの大切な個人情報を扱う際には、案件・施策ごとに具体的な収集方法や保管方法、保有期間、管理責任者等を定め、事前に専門部署のチェックを受けた上で実行に移す体制を整備しております。個人情報の保管等を委託する際には、事前に委託先の情報セキュリティ体制を細かくチェックし、当社が求める条件を満たした機関にのみ管理業務を委託しております。

さらに、その条件が維持できているかを立入り又は書面で年1回検査を行っております。

店舗における情報セキュリティ管理としては、FC加盟店オーナーへ店舗従業員へのSNS教育を依頼するとともに、SNS教育用ビデオをストアコンピュータに配信し周知しております。

そのほか、情報システムの脆弱性診断、内部監査部門による情報セキュリティ監査、外部専門企業によるオフィスセキュリティの調査等のチェックを行っております。

- ③大規模災害等の重大な被害を伴う緊急事態が発生した場合におきましても、重要な業務を中断させない事業継続（BC）体制をとることができるよう、事業継続計画（BCP）の策定や減災対策の実施等に取り組み、危機対応能力の向上に努めております。当社では、人命の安全確保を前提に重要な業務を中断させず、あるいは事業活動が中断しても速やかに重要な機能を再開して、コンビニエンスストアが持つ生活インフラ機能を維持し顧客満足度や企業価値の低下等を回避することを目指しております。この目的を達成するため、具体的な手順等を事業継続計画（BCP）としてまとめ、この計画に沿った事業継続体制を構築・維持・改善していくことを重要な経営課題として取り組んでおります。あわせて、オフィス建物やライフラインといったハード面、BCPやマニュアルといったソフト面、従業員やFC加盟店のスキル面、それぞれの側面を常に見直し改善していくことにより、企業全体の危機対応力の向上に努めております。

当社では、災害対策規程に基づき、災害対策への考え方と災害時の従業員と組織の行動基準を定めた災害対策マニュアルを策定しております。災害対策マニュアルには「共通編」「初動編」「緊急対策編」があり、災害レベルに応じた対策の対応ルールと手順が記載されております。また、事業継続計画書に基づいて、本部機能に重大インシデントが発生した際に当社のフランチャイズ本部としての重要業務を継続させるため、組織の行動基準を定めたBCPマニュアルを策定しております。

大規模な災害が起こったときには、まずFC加盟店及び当社従業員の安否確認対策を重視しております。年3回実施している全社防災訓練では、電話・メール・災害用伝言ダイヤル・自社の安否確認システム等のさまざまな手段を体験することにより、万一の際に各人がスムーズな対応を取れるようにしております。店舗には、災害時に必要となる備品や対応マニュアルを配備しております。大規模災害時には、本社、エリアオフィス、支店の3カ所に災害対策本部を迅速に立ち上げます。さらに災害状況をリアルタイムで確認できる災害情報地図システム等を活用して、店舗や製造工場、配送センター等への支援を実施し、被災エリアの店舗が早期に営業再開できるように対応してまいります。

また、大規模災害発生時に被災地自治体と相互に協力し、「マチのライフライン」としての機能を果たすことができるよう、物資調達や帰宅困難者支援に関する協定の締結を進めております。当社は、災害対策基本法の規定により内閣総理大臣が指定する指定公共機関となっております。指定公共機関として期待されている「店舗営業継続による被災者の生活支援」と「被災地への緊急支援物資の提供」という役割を果たすため、平時は防災業務計画の作成・修正、防災訓練や物資・資材の備蓄等の災害予防を実施し、発災時には災害応急対策を実施してまいります。

③ 企業集団の業務の適正性確保体制について

- ①関係会社管理体制を統括する部署を設置し、関係会社においてリスクが発生した場合には当社に報告される体制を整備されており、当社及び関係会社のリスク案件に関する情報は親会社に適時かつ適切に報告されております。
- ②関係会社を主管する組織及び専門の見地から関係会社を支援する部署を設置し、関係会社の業務の適正の確保に努めております。

(4) 監査役の職務の実効性確保について

- ① 監査役の職務を補助する専任の監査役スタッフを監査役室に配置し、監査役スタッフは、監査役監査に必要な調査を行う権限を有しております。また、案件に応じて相応の部門が監査役監査に必要な調査を補助しております。
- ② 監査役への報告につきましては、監査役へ報告すべき事項が監査役に対して適時かつ適切に報告されております。

連結株主資本等変動計算書

(2019年3月1日から
2020年2月29日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	58,506	46,984	166,187	△1,028	270,649
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額			△593		△593
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	58,506	46,984	165,593	△1,028	270,056
当 期 変 動 額					
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動 剰余金の配当		△2,375			△2,375
親会社株主に帰属 する当期純利益			△20,262		△20,262
自己株式の取得			20,108		20,108
土地再評価差額金の取崩				△0	△0
新株予約権の行使 (自己株式の交付)		△3	△358	18	14
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	△2,379	△512	17	△2,874
当 期 末 残 高	58,506	44,605	165,081	△1,011	267,181

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					新 株 予 約 権	非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	その他の包括 利益累計額 合 計			
当 期 首 残 高	3,349	△566	3,930	△848	5,865	215	5,251	281,982
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額								△593
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	3,349	△566	3,930	△848	5,865	215	5,251	281,388
当 期 変 動 額								
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動 剰余金の配当								△2,375
親会社株主に帰属 する当期純利益								△20,262
自己株式の取得								20,108
土地再評価差額金の取崩								△0
新株予約権の行使 (自己株式の交付)								△358
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△1,852	358	△589	△86	△2,169	39	△1,037	14
当 期 変 動 額 合 計	△1,852	358	△589	△86	△2,169	39	△1,037	△3,167
当 期 末 残 高	1,496	△207	3,341	△934	3,695	255	4,214	275,347

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 21社

- (国内) 株式会社ローソンエンタテインメント
株式会社ベストプラクティス
株式会社S C I
株式会社ローソンスストア100
ローソンHMVエンタテインメント・ユナイテッド・シネマ・ホールディングス株式会社
ユナイテッド・エンターテインメント・ホールディングス株式会社
ユナイテッド・シネマ株式会社
株式会社成城石井
株式会社ローソン山陰
株式会社ローソン銀行
株式会社ローソンアーバンワークス
- (在外) 重慶羅森便利店有限公司
上海羅森便利有限公司
大連羅森便利店有限公司
羅森(中国)投資有限公司
Saha Lawson Co., Ltd.
上海樂松商貿有限公司
上海恭匯貿易有限公司
浙江羅森百貨有限公司
羅森(北京)有限公司
北京羅松商貿有限公司

上記のうち、株式会社ローソン山陰は、2020年3月1日付で当社に吸収合併しております。

(2) 非連結子会社の名称等

- (国内) 株式会社ローソンウィル
株式会社生科研
株式会社ローソン酒販
東京ヨーロッパ貿易株式会社
株式会社ローソントラベル
株式会社ローソンデジタルイノベーション
- (在外) Lawson USA Hawaii, Inc.
江蘇羅森便利超市有限公司
Lawson Philippines, Inc.
羅森(天津)便利有限公司
SLV Retail Company Limited
羅森(瀋陽)便利有限公司

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社とした会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の関連会社の数 3社 (国内) 株式会社ローソン沖縄
株式会社ローソン南九州
株式会社ローソン高知

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社

非連結子会社の株式会社ローソンウィル、株式会社生科研、株式会社ローソン酒販、東京ヨーロッパ貿易株式会社、株式会社ローソントラベル、株式会社ローソンドigitalイノベーション、Lawson USA Hawaii, Inc.、江蘇羅森便利超市有限公司、Lawson Philippines, Inc.、羅森(天津)便利有限公司、SLV Retail Company Limited及び羅森(瀋陽)便利有限公司並びに関連会社の株式会社ダブルカルチャーパートナーズ、株式会社ロイヤリティマーケティング、ローソンスタッフ株式会社、T Aプラットフォーム株式会社、株式会社エル・ティーエフ、ステージア라운드東京製作委員会、江陰華聯谷之田食品有限公司、株式会社ボブラ、New Designed by Tokyo Ltd.及び株式会社ローソンファーム千葉等は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

重慶羅森便利店有限公司、上海羅森便利有限公司、大連羅森便利店有限公司、羅森(中国)投資有限公司、Saha Lawson Co., Ltd.、上海樂松商貿有限公司、上海恭匯貿易有限公司、浙江羅森百貨有限公司、羅森(北京)有限公司、北京羅松商貿有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたってはこれらの決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

株式会社ローソン銀行の決算日は3月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

その他の連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

- ・ その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産

- ・ 商品

主に売価還元法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げによる方法により算定)及び総平均法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げによる方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物及び構築物は10年～34年、工具、器具及び備品は5年～8年であります。

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年）に基づき、また商標権については、主として20年の定額法により、償却しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

③役員退職慰労引当金

当社の執行役員及び一部の連結子会社の役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、主に各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、主に各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債並びに収益及び費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

発生原因に応じて20年以内で均等償却しております。

(7) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(8) 連結納税制度の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、連結納税制度を適用しております。

(会計方針の変更に関する注記)

在外連結子会社において、当連結会計年度の期首より国際財務報告基準第16号「リース」を適用し、借手については、原則としてすべてのリースを連結貸借対照表に資産及び負債として計上しております。

なお、当該会計基準の適用が連結計算書類に及ぼす影響は軽微であります。

(表示方法の変更に関する注記)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当連結会計年度の期首から適用し、「繰延税金資産」は、投資その他の資産の区分に表示し、「繰延税金負債」は、固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

営業外収益の「受取配当金」は、従来、連結損益計算書上、独立掲記しておりましたが、重要性が低下したため、当連結会計年度より、「その他」に含めて表示しております。

営業外収益の「違約金収入」は、従来、連結損益計算書上、「その他」に含めて表示しておりましたが、明瞭性を高めるため、当連結会計年度より、「違約金収入」として表示しております。

営業外費用の「災害による損失」は、従来、連結損益計算書上、独立掲記しておりましたが、重要性が低下したため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 366,817百万円

2. 土地の再評価

当社は「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。この評価差額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法 「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価に基づき合理的な調整を行った価額及び同条第5号に定める鑑定評価に基づいて算出しております。

再評価を行った年月日 2002年2月28日

再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 81百万円

(連結損益計算書に関する注記)

減損損失

当社及び連結子会社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位として資産のグルーピングを行っております。

当社グループは、収益性が著しく低下した資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を特別損失に計上しております。

用途	場所	種類	減損損失(百万円)
店舗	東京都	建物・工具、器具及び備品等	2,533
	大阪府	〃	1,689
	その他	〃	13,434
その他	—	土地	116
	—	ソフトウェア	947
合計	—	—	18,722

※減損損失の種類別内訳

建物及び構築物	10,774百万円
工具、器具及び備品	708 〃
土地	116 〃
リース資産	6,104 〃
ソフトウェア	947 〃
その他	70 〃

なお、資産グループの回収可能価額は、正味売却価額または使用価値により測定しております。正味売却価額は、土地については、売却予定価額または不動産鑑定による不動産鑑定評価基準を基に算定した金額によっております。また、使用価値は将来キャッシュ・フローを主として3.8%で割引いて算定しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類と総数

	当連結会計年度期首 株式数 (千株)	当連結会計年度増加 株式数 (千株)	当連結会計年度減少 株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	100,300	—	—	100,300
自己株式				
普通株式	241	0	4	237

- (注) 1. 普通株式のうち、自己株式の増加0千株は、単元未満株式の買取による増加であります。
2. 普通株式のうち、自己株式の減少4千株は、ストック・オプションの権利行使による減少であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年5月21日 定時株主総会	普通株式	12,757	127.50	2019年2月28日	2019年5月22日
2019年10月9日 取締役会	普通株式	7,504	75.00	2019年8月31日	2019年11月8日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年5月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	7,504	75.00	2020年2月29日	2020年5月28日

3. 当連結会計年度末の新株予約権 (権利行使期間の初日が到来していないものを除く。) の目的となる株式の数
57,200株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については主に短期的な預金等で運用し、また、資金調達については資金計画に照らして必要な資金を金融機関等からの借入及びリースにより調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である加盟店貸勘定、リース債権、未収入金は、取引先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、上場株式については市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に取引先企業の財務状況を把握しております。

長期貸付金（主に店舗の新規出店時に家主に差し入れる建設協力金）並びに差入保証金は、借主及び家主の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、担当部門において債権を日常的に管理し、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務である買掛金、未払金及び収納代行で発生する預り金は、そのほとんどが1か月以内の支払期日であり、チケット販売取引で発生する預り金は、そのほとんどが6か月以内の支払期日であります。

短期借入金は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、償還期日は1年以内であります。

長期借入金は、主に銀行業の運営及びM&Aに必要な資金の調達を目的としたものであり、償還期日は5年以内であります。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は連結決算日後最長で15年後であります。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）については、適時に資金計画を作成・更新し、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年2月29日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
 (なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表に含めておりません。「(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品」をご参照ください。)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)加盟店貸勘定	47,366	47,366	－
(2)リース債権	17,876	17,597	△278
(3)未収入金 貸倒引当金(※1)	159,122 △23		
	159,098	159,098	－
(4)投資有価証券 その他有価証券(※2)	9,495	9,212	△282
(5)長期貸付金 貸倒引当金(※1.4)	47,523 △62		
	47,460	46,607	△852
(6)差入保証金 貸倒引当金(※1)	107,193 △415		
	106,777	108,385	1,607
資産計	388,075	388,268	193
(1)買掛金	129,397	129,397	－
(2)短期借入金	39,850	39,850	－
(3)未払金	94,848	94,848	－
(4)預り金	193,096	193,096	－
(5)長期借入金(※3)	310,000	310,000	－
(6)リース債務(※3.4)	187,311	182,060	△5,250
負債計	954,503	949,252	△5,250

(※1) 未収入金、長期貸付金及び差入保証金に対して計上した貸倒引当金を控除しております。

(※2) 投資有価証券その他有価証券には、持分法非適用の上場関連会社株式を含めており、差額は当該株式の時価評価によるものであります。

(※3) 長期借入金及びリース債務には1年以内の期限到来分を含めて記載しております。

(※4) 長期貸付金及びリース債務は、相殺の要件を満たすことから、長期貸付金とリース債務を相殺し、連結貸借対照表上に純額で表示しております。相殺している金額は、5,034百万円となります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1)加盟店貸勘定 (3)未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (2)リース債権
リース債権の時価については、将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。
- (4)投資有価証券
投資有価証券の時価については、取引所の価格によっております。
- (5)長期貸付金
長期貸付金の時価については、元利金の合計額を同様の貸付において想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。
- (6)差入保証金
回収に係る将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。
- 負債
- (1)買掛金 (3)未払金 (4)預り金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (2)短期借入金
これらは、変動金利によるものであり、短期間で市場金利が反映されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (5)長期借入金（1年内返済予定分を含む）
これらは、変動金利によるものであり、短期間で市場金利が反映されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (6)リース債務（1年内返済予定分を含む）
リース債務の時価については、元利金の合計額を同様の契約において想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	308
関係会社株式	17,562
その他	1,299

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4)投資有価証券」には含めておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 2,707円08銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 200円95銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2019年3月1日から
2020年2月29日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剩 余 金			利 益 剩 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剩 余 金	資 本 剩 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剩 余 金 別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剩 余 金	利 益 剩 余 金 合 計		
当 期 首 残 高	58,506	47,696	64	47,761	727	50,000	81,315	132,042	△1,028	237,281
当 期 変 動 額										
剰 余 金 の 配 当							△20,262	△20,262		△20,262
当 期 純 利 益							15,486	15,486		15,486
自 己 株 式 の 取 得									△0	△0
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩							△358	△358		△358
新 株 予 約 権 の 行 使 (自 己 株 式 の 交 付)			△3	△3					18	14
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)										
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△3	△3	-	-	△5,134	△5,134	17	△5,121
当 期 末 残 高	58,506	47,696	60	47,757	727	50,000	76,180	126,908	△1,011	232,160

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	3,349	△566	2,782	215	240,280
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△20,262
当 期 純 利 益					15,486
自 己 株 式 の 取 得					△0
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩					△358
新 株 予 約 権 の 行 使 (自 己 株 式 の 交 付)					14
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	△1,852	358	△1,493	39	△1,453
当 期 変 動 額 合 計	△1,852	358	△1,493	39	△6,574
当 期 末 残 高	1,496	△207	1,288	255	233,705

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

①子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

②その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産

商品

主に売価還元法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げによる方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物は10年～34年、工具、器具及び備品は5年～8年であります。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌事業年度から費用処理しております。

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

(4) 役員退職慰労引当金

執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 連結納税制度の適用

当社は、当事業年度から連結納税制度を適用しております。

(表示方法の変更に関する注記)

1. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。
2. 営業外費用の「災害による損失」は、従来、損益計算書上、独立掲記しておりましたが、重要性が低下したため、当事業年度より、「その他」に含めて表示しております。

(貸借対照表に関する注記)

- | | |
|-----------------------|------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 305,834百万円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 | |
| 短期金銭債権 | 35,366百万円 |
| 長期金銭債権 | 49 〃 |
| 短期金銭債務 | 7,025 〃 |
| 長期金銭債務 | 338 〃 |

3. 土地の再評価

当社は「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。この評価差額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法 「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価に基づき合理的な調整を行った価額及び同条第5号に定める鑑定評価に基づいて算出しております。

再評価を行った年月日	2002年2月28日
再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	81百万円

4. 保証債務

下記の関係会社の金融機関からの借入債務及び未払金等に対し、保証を行っております。

株式会社ローソン銀行	130,000百万円
株式会社 S C I	554 〃
株式会社ローソンエンタテインメント	332 〃

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
営業収入	45,726百万円
商品仕入	427 〃
販売費及び一般管理費	48,105 〃
営業取引以外の取引高	6,666 〃

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の数 237,762株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

未払事業税等	508百万円
賞与引当金	962 〃
関係会社株式等評価損	8,371 〃
減価償却超過額	8,134 〃
ソフトウェア償却超過額	600 〃
退職給付引当金	5,556 〃
貸倒引当金	195 〃
減損損失	11,768 〃
その他の	4,662 〃
繰延税金資産小計	40,759百万円
評価性引当額	△9,444 〃
繰延税金資産合計	31,315百万円
繰延税金資産の純額	31,315百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

親会社

属性	会社等の名称	事業の内容又は職	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
				事業上の関係	役員兼務				
親会社	三菱商事(株)	総合商社	被所有直接50.2%	業務提携契約上の取引	なし	債務被保証保証料の支払	3,000 0	— —	— —

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 三菱商事フィナンシャルサービス(株)からの借入に対して債務保証を受けております。
なお、保証料率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	事業の内容又は職	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
				事業上の関係	役員兼務				
子会社	(株) S C I	国内コンビニエンスストア事業	所有直接100.0%	SCM 業務	あり	資金の返済 資金の借入 借入利息	44,700 46,800 0	短期借入金 未払利息	10,200 0
	(株) ローソンエンタテインメント	エンタテインメント関連事業	所有直接100.0%	チケット、音楽・映像ソフト等の販売	あり	資金の返済 資金の借入 借入利息	16,500 12,500 1	短期借入金 未払利息	17,500 1
	(株) 成城石井	成城石井事業	所有直接100.0%	商品の購入、経営指導	あり	資金の借入 借入利息	10,900 0	短期借入金 未払利息	10,900 0
	(株) ローソン銀行	金融関連事業	所有直接95.0%	銀行業	あり	債務保証保証料の受取	130,000 13	— 未収入金	— 3
関連会社	(株) エール・ティーエフ	国内コンビニエンスストア事業	所有直接49.0%	ローソン・スリーエフの店舗運営	あり	リース料の受取	1,184	リース債権	8,658

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 当社は一部の子会社に対して資金集中管理を行っており、当社と子会社の間で貸付・借入を行っております。
2. 貸付金及び借入金の金利は、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
3. (株)ローソン銀行の金融機関からの借入に対して債務保証を行っております。
なお、保証料率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

兄弟会社等

属性	会社等の名称	事業の内容又は職	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
				事業上の関係	役員兼務				
親会社の子会社	三菱食品(株)	加工食品等の販売	—	商品仕入先	なし	直営店仕入(加盟店仕入) 運送費 運送費受入	16,602 (756,763) 57,539 57,866	買掛金 未払金 未収入金	61,835 5,051 4,618
	三菱商事フィナンシャルサービス(株)	業務受託会社	—	資金借入先	なし	資金の返済 資金の借入 借入利息	68,680 61,880 1	短期借入金 未払利息	3,000 0

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 商品仕入につきましては、一般の取引条件と同様に決定しております。
なお、()内の加盟店仕入につきましては、当社が決済代行を行っており、当社との直接取引ではありません。
- 借入金の金利は、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
- 取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んでおります。

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 2,333円04銭
- 1株当たり当期純利益 154円76銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

記載金額及び株式数は表示単位未満を切捨て、比率については四捨五入して表示しております。